

はじめに

近時、いわゆる金融派生商品（デリバティブ）の取引の結果、日本企業が、多額の損失を被るケースが目立っている。その主なものを見ると、以下のとおりである（日経ビジネス平成10年3月30日号10頁）。

○平成5年

昭和シェル石油 為替先物予約 (1,653億)

○平成6年

鹿島石油 為替先物予約 (1,525億)

東京証券 通貨オプション (-320億)

○平成7年

日本酸素	金利スワップ	(119億)
大和銀行	米国債	(1,110億)

○平成8年

住友商事	銅先物	(2,850億)
------	-----	----------

○平成10年

ヤクルト本社	株価指数スワップ	(1,057億)
--------	----------	----------

本稿では、これらのうち近年その事実が明らかとなった大和銀行、住友商事及びヤクルト本社の各案件について、その法律、会計、税務上の問題について限られた範囲で概論するものである。

I 事案の概要

（各事案の概要は、直接資料によるものではなく、新聞報道、公にされた国内外の行政資料、裁判書等の資料に基づいているので誤っている点があるやもしれない。その点は、お許しを願いたい。）

① 大和銀行ニューヨーク支店事件

平成7年9月、大和銀行ニューヨーク支店に勤務していた井口俊英（以下、井口）らが、

過去11年間にわたり米国債等に関する無断取引（支店での運用担当者が取引できる米国債は5,000万ドルであったが、井口はその5倍から10倍の額を運用していた。また、井口は、デリバティブの一環であるベーシス取引と呼ばれる先物取引を行っていた）を約3万回繰り返し、約11億ドルの損失を大和銀行に発生させた事実が明らかとなった。井口らは、証

券会社との間の米国債の売買契約を大和銀行に隠し、他の銀行が発行した残高証明書を偽造するなどして、簿外での取引を継続していたばかりか、売却分の米国債の利息収入補填分のためにも米国債を売却していたとのことであった（朝日平成7年9月26、27日、読売平成7年10月5日）。

さらに、米国債取引に絡む損失を隠蔽するため米連邦金融機関に虚偽の報告をするべく平成7年7月28日大和銀行幹部が謀議を行い、大和銀行は、平成7年9月15日までの間、井口の重大犯罪を知りながら米国当局への通報をしなかったばかりか、平成7年8月1日から9月1日にかけて大和年金信託の保管管理口座の月間残高証明等5件の文書を偽造した（朝日平成7年11月10日、平成8年3月1日）。

大和銀行は、F R B、ニューヨーク銀行局、連邦預金保険公社（F D I C）から、同意審決（Consent Order）の形式で、米国内からの業務撤退命令、米国内での支店免許取消、米国での活動の3年間禁止等の命令を受けた（東京平成7年11月4日）（Federal Reserve Orders, N.Y.State Banking Department Joint Statement, Nov, 2, 1995）（根拠は連邦法では、預金保険機構（Federal Deposit Insurance Corp.）の被保険者適格につき12 U.S.C. § 1818(a)(r)、免許取消につき International Banking Act, 12 U.S.C. § 3102(i)。N.Y.州法については、N.Y. Banking Law § 39 (McKinney 1997)）。

② 住友商事銅取引損失事件

平成8年6月14日、住友商事は、同社の前非鉄金属部長の浜中泰男（以下、浜中）が、ロンドン金属取引所（L M E）を中心とする国際商品市場で、過去10年間にわたって銅の

不正売買（取引額上限内規違反、報告義務内規違反）を繰り返し、総額18億ドルの損失を出していたことが社内調査で判明したと発表した（損失額は後に拡大）。同社では、平成3年に架空取引、平成5年に相場操縦の疑いでL M Eの依頼を受け社内調査を実施したが、浜中が簿外取引に利用していた銀行からの取引明細などの報告書を自分の所属部署に送らせ内容を改竄していた疑いがあり、不正行為を発見できなかった（日経平成8年6月14、17日）。

③ ヤクルト本社事件

平成10年3月19日、ヤクルト本社が、デリバティブ取引を使った資金運用に失敗し、1,000億円に上る損失を出したことが明らかとなった。担当の熊谷直樹副社長（以下、熊谷）は、大蔵省のO Bで同社の財テクをリードしてきた人物であり、財務担当に就任した当初は特定金銭信託で多額の運用益を稼いでいたが、バブル崩壊で巨額の含み損を抱えてしまった。平成5年3月期以降、特金残高の30～40%の含み損が発生。熊谷は、この含み損を、より投機性の高いデリバティブ取引（株価指数スワップ、通貨オプション取引等）を利用して在任中に取り返そうとしたが、平成8年3月期には45億円の運用損が発生。アジアの経済混乱で替相場が大きく変動したことが響き、平成9年3月末で金利スワップや株価指数スワップの契約残高は970億円であったところ、平成10年3月期には、株価指数、金利、通貨スワップの損失が合計647億円に達した。平成8年6月以降、財テク損失の報告を堀社長は受けていたが、段階的に処理して損失を防ごうとした結果、傷口を広げたという（日経平成10年3月20、21日）。

II 各事件を引きおこした要因について

債権、株式、通貨などの原資産をめぐるデリバティブ取引はその構造、仕組み、技法が極めて高度であって、専門家である金融機関にとっても、適正な管理が困難で常に利益をあげ損失を避けるなどは不可能なことであることがわかる。こういったZero-sumのマネーボーイズ、あるいはババ抜きゲームの有用性、必要性、とりわけにそのplayerとして一般企業・消費者が巻き込まれるとき（特に、これらの者の動機・目的がデリバティブ取引で達成されないことが専門家である金融機関にわかるとき）のそれは、理解をするのに骨が折れる。もしも金融機関にとって投機的意図によらないデリバティブ取引が必要だというのであれば、これによる損失は恒常に発生する。また、当該損失を出すに至った取引担当者が、自らの責任を免れるために、その時点でその損を会社に報告せず、簿外で新たな投機取引を行って、会社に無断で失地回復を図ろうとすることも、当然、人の心情からしてあり得ることである。問題は、取引そして損失が直ちに会社に見えるような制度的機構が整えられ、かつ機能しているか否かであろう。

このような機構として債券売買等の担当と、売買額や損益の管理担当、さらに資金の流れや残高を経理処理する担当の3つに分け、この3者が互いに牽制する方法がある。大和銀行はニューヨーク連銀の指示があったにも拘わらず、井口に売買と管理を任せている等、体制整備を遅らせていた可能性がある。

そして、大和銀行が組織としてこのような体質であったことは、昭和59年に大和銀行の米信託子会社であるダイワ・バンク・トラスト（本社ニューヨーク）が、米国債の簿外取

引等で約3,100万ドルの損失を出した際に、米連邦準備制度理事会（F R B）や大蔵省に報告せず、穴埋めのため行った簿外取引によって、かえって損失額を膨らませ、ケイマン島にペーパーカンパニーであるニューホープ・インターナショナルを設立し、同損失を同新会社に引き継がせ処理したことにも示される（朝日平成7年10月9、10、14日）。

結局、有利・不利を問わず公正に自らを開示し、フェアに競争をするとの基本精神が欠けていたこと、そして経済優先・利益優先の発想が強く、法の支配を長らく理解しなかったことが根本的な原因であろう。

住友商事の場合も、やはり、正規の取引で出した少額の損失について、その発覚をおそれ、その損失を埋め合わせるために簿外での投機に走ったところ、それがさらに損失を大きくしたとのものである（日経平成8年6月14、15日）。浜中が簿外取引に利用していた銀行からの取引明細などの報告書を自分の所属部署に送らせ内容を改竄していた疑いがあり、不正行為を発見できなかったといわれている。

ヤクルト本社についても、平成5年3月期以降、特金残高の30～40%の含み損が発生した時点で、運用担当者である熊谷は、個人的に失地回復を図るため危険性の高い取引に挑む可能性が十分にあったのであり、実際に、熊谷は、この含み損を、より投機性の高いデリバティブ取引（株価指数スワップ、通貨オプション取引等）を利用して在任中に取り返そうとして、今般の損失劇に至ったものである。デリバティブの持つ各種リスクについて当時の取締役会に見えていたのか、取締役会が正確な認識を行っていた上で、取引を行わせていたのかが問題となろう。

III 法律上の問題

本稿で扱っているデリバティブ取引は、幸いなことに一般企業、消費者に被害を与えたものではない。したがって、純粹に自己責任原則によりその損失を自ら負担させることができると肯定される。もしも一般企業・消費者が巻き込まれていれば、厳然たる力量差を前提として、単なる説明義務を超えたところの制度的な保障（例えば専門家の同席・同意）を組み込む必要があろう。説明を聞いても、文書を読んでも、良くは解らないと言うデリバティブの特性は、否定できない。本稿では、上記3件のデリバティブ取引に関連してどのような法律責任を招いたかを概観する。

① 取引担当者の責任

大和銀行事件の井口については、平成7年9月25日付で懲戒解雇がなされている（朝日平成7年9月26日）。

また、井口は、平成7年9月26日に、連邦捜査局（FBI）と南部ニューヨーク検事局により逮捕され、マンハッタン連邦裁判所に起訴された（朝日平成7年9月27日）。ニューヨーク連邦地裁は、平成8年12月16日、禁固4年、罰金200万ドル（約2億2,000万円）及び服役後の保護観察5年を言い渡した。

ニューヨーク支店の津田昌宏支店長（以下、津田）については、ニューヨーク南部地区連邦地検が、平成7年11月2日、一連の隠匿に絡む重罪隠匿、共同謀議、文書偽造の容疑で、逮捕（同日保釈）、告発をした（東京平成7年11月4日）。ニューヨーク連邦地裁は、司法取引により損失隠匿の共同謀議で有罪が確定した津田に対して、平成8年10月25日、禁固2か月及びその後の1年間の保護観察、罰金10万ドル（約110万円）の量刑言い渡しを行った（毎日平成8年10月26日）。これは米国法上の刑事犯に関する問題である。日本法の下でも、国外犯の処罰があり、関係者につき私文書偽造罪などの成立する可能性がある

が（刑法3条3号、5条本文），既に米国において言い渡された刑の全部または一部の執行を受けたときは刑の執行が減輕または免除される（刑法5条但書）。

住友商事事件の浜中については、懲戒解雇のうえ、背任・私文書偽造として告訴がなされ（朝日平成8年9月20日），平成10年3月26日、東京地裁は、懲役8年の判決を下した。判決によれば、浜中は、銅の先物取引での損失を穴埋めするため簿外で取引を続けたが、損失が膨らんだため平成5年9月から平成6年9月にかけて、不正取引が発覚しないよう取引先あての契約確認書など4通を偽造した点が有印私文書偽造罪に、平成6年10、11月に米国の銀行との銅取引で生じた損失を穴埋めするため香港住友商事に架空のワラント取引を指示し、合計約7億7,000万ドル（当時のレートで約756億円）を同銀行に送金させだまし取った点が詐欺罪に該当するとされているとのことである（毎日平成10年3月26日）。

ヤクルト本社事件では引責辞任した熊谷や桑原会長に対する法的措置については、検討中のことである（日経平成10年3月20日）。現段階では事実関係が明瞭ではないが、刑事上は背任罪、民事上は任務懈怠による損害賠償等について、責任があるのか否かが検討の対象とされているのではないかと思われる。

② 取締役等役員の責任

大和銀行に関しては、平成7年11月27日、元役員ら38名に対して11億ドル（約1,100億円）を大和銀行に賠償するよう求める株主代表訴訟が大阪地裁に提起されている（東京平成7年11月28日）。また、第2次訴訟として、大和銀行が司法取引で支払った罰金3億4000万ドルについても株主代表訴訟が提起された。現在、両事件とも、審理中であるが、被告らが求めた担保提供命令については、大阪地裁

がこれを認めたのに対して（大阪地決平成9年4月18日判時1604号139頁），大阪高裁がこれを覆したため（大阪高決平成9年11月18日判時1628号133頁・商事法務1477号51頁，大阪高決平成9年12月8日商事法務1478号38頁），被告らの一部について責任が認められるおそれが出てきた。上記大阪高裁の決定の理由中には、「……一件記録によれば、大和銀行は、……本件事故及び本件事故後の対応につき24の訴因で訴追され、そのうち16の訴因について有罪の答弁を認め、罰金3億4,000万米ドルを支払う旨の司法取引を行い、判決に基づいて右罰金を支払っているのであり、右相手方らの中に責任を負うべきものが存在する可能性は十分にあり、相手方らのその責任の有無は本件本案訴訟において慎重に検討されるべきであって、……」との記載があるところである。

住友商事については、株主が、不正取引開始時の昭和60年から平成8年までの12年間に在任した非鉄金属担当取締役や常務以上の取締役監査役に対して、会社において損害賠償請求訴訟を提起するよう請求を行い（朝日平成8年11月18日），平成9年4月8日，当時の社長ら5名を被告として2,004億円の損害を住友商事に対して賠償するよう株主代表訴訟を大阪地裁に提起した（商事法務1454号42頁）。

ヤクルト本社については、元副社長である株主が株主代表訴訟も辞さないとし（日経平成10年4月25日），平成10年3月24日に提訴請求がなされていたが（商事法務1487号45頁），平成10年8月6日に、同社株を保有するグループの販売会社7社と販売会社の経営者2人が、堀澄也社長ら現経営者4人と運用失敗で引責辞任した桑原潤前会長、熊谷の計6人を被告として、デリバティブ取引による損失額に相当する金650億円を会社に返還するよう求める株主代表訴訟を東京地裁に提起した（日経平成10年8月7日，商事法務1500号84頁）。

③ 会社自体の責任

大和銀行の問われた法的責任は行政上のもの、裁判上のものを含めて種類が多い。

刑事上の責任としては、ニューヨーク・マンハッタン連邦地裁大陪審が、平成7年11月2日、大和銀行が井口から平成7年7月下旬の段階で損失発生の事実を知らされていたにもかかわらず中間決算を発表する平成7年11月まで公表を控えることを計画して、すでに売却していた米国債を買い戻したり、米連邦準備制度理事会への報告に虚偽の事実を記載したとして、米国債不正取引の共謀隠匿など24の罪で大和銀行を起訴した（東京平成7年11月4日，朝日平成7年11月10日）。その後、大和銀行は、ニューヨーク南部地区連邦地裁において、平成8年2月28日、24の起訴事実のうち、主な罪状である16件を認め、8件の取り下げを受け、司法取引を成立させ（朝日平成8年2月29日，The New York Times, Feb.29, 1996, Late Edition），翌平成8年2月29日に罰金3億4,000万ドル（約356億円）を一括して支払って事件は終了した（朝日平成8年3月7日）。

大和銀行の日本での各種処分等については、大蔵省による、平成7年11月3日、銀行法26条による業務改善命令（海外拠点の新規出店の停止、内部管理体制の強化）などがある。

住友商事の場合、損失額が巨大で市場に与えた影響も極めて大きいものであったため、米国から集団訴訟が相次いで提起された。すなわち、住友商事は、ニューヨーク州の銅トレーダーからは、先物相場の価格操作によって損害を被ったとして、住友商事と浜中を被告として、ニューヨーク連邦地裁に、損害賠償請求が提起されるなど（朝日平成8年6月21日），合計8件の集団訴訟を提起された。そして、ニューヨーク州商品取引所関係の訴訟6件については平成10年8月12日に和解金9,900万ドル（約138億円）にて和解し（朝日平成10年8月13日），カリフォルニア州の銅購入電気メーカー他の集団訴訟については平成10年9月19日に和解金4,250万ドル（約59

億9,000万円)にて和解をした(朝日平成10年9月19日)。

米国では、米商品先物取引委員会(CFTC)は、銅取引で違法な価格操作が行われ、米国の銅市場に重大な被害を与えたと断定して、米商品取引法に基づく罰金として1億2,500万ドル、また今後の米国内での訴訟関連費用として2,500万ドルの合計1億5,000万ドル(約200億円)を住友商事が支払うことで合意がなされたとのことである(東京平成10年5月12日)。

英国でも、責任問題が遡上に挙げられ、一定の支出を余儀なくされている。すなわち、ロンドン取引金属取引所(LME)やニューヨーク商品取引所(COMEX)では取引結果を当局に報告しなければならないところ、浜中がこの義務を懈怠していた可能性があるとされていたが(日経平成8年6月15日)、英国の証券投資委員会(SIB)、重大不正

取締局(SFO)が来日して調査をしたほか(日経平成8年6月28日)、住友商事は、不正取引を調査している英國金融監督庁(FSA)に不正行為の調査費用として500万ポンド(約11億円)を支払うことに同意せざるをえなかった(東京平成10年5月12日)。

日本の裁判所が住友商事の責任に触れたものとしては、平成10年3月26日の浜中にに対する刑事判決中である。東京地裁は、浜中に、懲役8年の判決を下したが、そのなかで、住友商事の管理責任についても触れ、「被告に過大な信頼を置き、監督、管理をおざなりにしたまま長期に取引を担当させており、落ち度は少なくない」と指摘している(毎日平成10年3月26日)。

なお、ヤクルト本社については、現在までのところ、会社の責任について、報道がなされていないようである。

IV デリバティブと会計監査、税務上の新たな枠組について

もとより会計監査においては、取引の違法性を判定することをその目的とするものではないが、少なくとも、不正あるいは法令違反を発見したときに監査役会への報告義務がある(商法監査特例法8条)。デリバティブ取引は、担当者の権限越越の違法、取引にかかる意思表示の瑕疵といった根本的法律問題を抱えている危険がある。また、損失額も大きい。そこで、少なくとも会計的には十分なる開示がなされることを確保する必要がある。

旧来は、決算書類に多くの情報を表示しない場合が多くあったが、周知のとおり平成8年7月3日の財務諸表等規則、同要領の改正により平成9年3月末から、デリバティブ取引に係る開示が充実強化され、従来は開示対象外であった為替予約以外の先渡取引及びスワップ取引を含むデリバティブ取引全般が開示対象となり、取引の定性的情報・定量的情報も財務諸表または中間財務諸表の注記事項となり、公認会計士による監査の対象となっ

た。

なお、違法行為の監査実務上の扱いについては、平成9年3月25日日本公認会計士協会の監査基準委員会による報告書第11号(中間報告)「違法行為」がある。

銀行の海外支店はデリバティブ取引、有価証券ディーリング等の複雑または金額的に重要な取引を行っており、支店によってはその業務規模が極めて大きく、国内支店とは異なり、多額の信用リスク、市場リスク等に晒されている場合がある。海外支店の監査につき、平成8年7月25日、日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第1号「銀行の海外支店監査に関する実務指針」がある。また、一般にデリバティブ取引業務についても内部統制の有効性の評価について、平成9年1月17日、日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第2号「銀行等金融機関の内部統制の有効性の評価に関する実務指針」、同日同委員会報告第3号「銀行等金融機関のデリバ

ティブ取引の監査手続に関する実務指針」がある。

また、デリバティブ取引の法人税法上の扱いとしては、その詳細な定義付けをはじめと

して、平成10年10月30日に通達「金融商品に関する法人税の取扱いについて」が発せられている。

おわりに

大和銀行は、平成8年9月決算でニューヨーク支店事件の損失1,132億円及び司法取引による罰金358億を特別損失に計上した。また、資産処分をなし、不動産・動産処分益546億円を計上した（同年有価証券報告書）。大和銀行が、米国側に支払った罰金3億4,000万ドルについては、同罰金分を捐金として税務申告し、国税当局もこの申告を認めることとなったとのことである。罰金分が損金として認められることで、大和銀行は、法人税約130億円の軽減が可能となった。企業が支払った罰金は、法人税法38条2項5号により捐金に算入されないが、従来は、同規定の適用範囲については国内の罰金に限るか、海外のケースも含むのかについて明らかでなく、海外の罰金は損金として処理するとされてきた。本件についても、大阪国税局広報室も、「通例に従う」としていることである（日経平成8年9月3日）。なお、その後、平成10年改正により、外国に支払う罰金等についても捐金の額に算入しないこととなった（法人税法38条2項5号、同施行令78条の2）。

住友商事は、2,850億円の損失について、剰余金1,500億円の取り崩し、不動産・株式の売却益で一部補填した後、1,500億円の赤字を計上して、平成9年3月期決算で一括償却することである（朝日平成8年9月20日）。また、ニューヨーク州商品取引所関係の訴訟6件についての和解金9,900万ドル（約138億円）の追加充当金約114億円については、平成10年9月中間決算で特別損失として計上することである（朝日平成10年8月13日）。

ヤクルト本社の場合、平成11年3月期の損益は、本体が前期の大幅赤字で税負担がなくなるので、105億円の最終黒字となる予定とのことである（日経平成10年6月16日）。財テクからの撤退に伴い、デリバティブ解約損や引当金など1,707億円を特別損失に計上している。

結局、デリバティブ取引の投機性、賭博要素は覆い難いが、その有益性・有用性にしても、これと等価値の損失性・無用性とセットになっており、個別取引においては勿論、長期的にはplayer単位でもzero-sumに近いのではないかと思われる。とりわけ本来のplayerでない者を巻き込むときには、専門家たる金融機関が敵対行動に走る可能性をもっているわけで、その間の情報入手力、分析力、経済力、人的資源の力量差は明らかで、本来的には説明義務だけでは公正を期し難い。

（参考文献）

- ・福島良治「デリバティブ取引の法務とリスク管理」きんざい（1997年）。
- ・竹内康二「国際金融取引と倒産法」（ジュリスト971号277頁（1991年）。竹内康二『国際倒産法の構築と展望』211頁同題所収）。
- ・竹内康二「取引所の相場のある商品売買・交互計算をめぐって」（判例タイムズ830号「破産・和議の実務と理論」250頁（1994年）。竹内康二・前掲229頁所収、改題「先物外国為替取引・スワップ取引と倒産法」）。
- ・日本経済新聞縮刷版（平成7年9月～）。
- ・新聞ダイジェスト（平成7年9月分～）。
- ・J I C P Aジャーナル（平成7年2月号～）。
- ・井口俊英「告白」文芸春秋社。
- ・水野隆徳「大和銀行事件」ダイヤモンド社。

（了）